

議会議案第32号

禁錮以上の有罪判決が確定した際に執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう公職選挙法の改正を強く求める意見書の提出について

禁錮以上の有罪判決が確定した際に執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう公職選挙法の改正を強く求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡	田	和	則
同	同	上	長	嶋	竜 弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	畠	寛 弘
同	同	上	松	中	健 治

禁錮以上の有罪判決が確定した際に執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう公職選挙法の改正を強く求める意見書

公職選挙法第11条には、選挙権及び被選挙権に関する消極的要件が規定されている。同条第1項第3号の規定では、禁錮以上の有罪判決を受けた者であっても刑の執行猶予がつけば、その選挙権及び被選挙権は失われぬ。公民権が国民の基本的な権利であることは言うまでもないが、公職につく者の犯罪に係る社会的影響の大きさを勘案すれば、公職を選ぶ権利と公職につく権利とは別のものとして扱うべきである。

そもそも、公職につく者には住民の模範として非常に高い倫理性、高潔性が求められることは言うまでもなく、自ら法を逸脱した行為に手を染めるようなことはあってはならない。特に、禁錮以上の有罪判決が確定した者が刑の執行猶予中であることから公職に在職し続ける事態は、実際に近隣の町議会においても発生しており、これは議会の品位と名誉を著しく汚すものであるとともに、公職に対する有権者の信頼を損なうものであり決して許されない。

よって、国におかれては、公職に対する有権者の信頼が損なわれることのないよう、禁錮以上の有罪判決が確定し刑の執行猶予がついた場合も被選挙権の欠格事由とするよう、公職選挙法の改正を早急に行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月27日

鎌倉市議会